

I. 不正薬物等の密輸入動向

1. 概況

平成27年の不正薬物^{※1}全体の摘発件数は1,896件（前年比約4.9倍）と過去最高を記録し、押収量^{※2}は約519kg^{※3}（前年比18%減）と、5年連続で500kgを超えるなど、依然として深刻な状況となっている。

また、平成27年の銃砲の密輸入事犯の摘発件数は5件（前年比67%増）、押収量は5丁（前年比25%増）であった。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（コカイン、ヘロイン、MDMA等）、向精神薬、指定薬物をいう。

※2 錠剤型薬物を除いたもの。

※3 薬物乱用者の通常使用量で約1,498万回分

[指定薬物事犯]

指定薬物^{※4}（いわゆる危険ドラッグ）は、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加。摘発件数は1,462件と不正薬物全体の約8割を占め、押収量は約37kgを記録した。

※4 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物（医薬品医療機器等法第2条第15項）

[覚醒剤事犯]

摘発件数は83件（前年比52%減）、押収量は約422kg（前年比23%減）と、いずれも減少した。

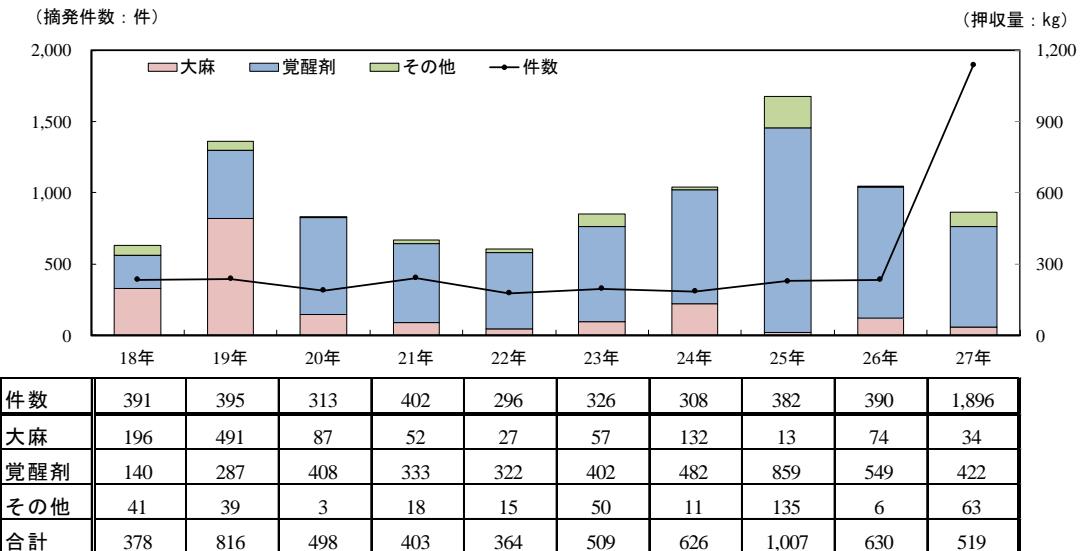
[大麻事犯]

摘発件数は122件（前年比23%増）と増加した一方、押収量は約34kg（前年比55%減）と半減した。

[麻薬事犯]

摘発件数は213件（前年比約2.3倍）、押収量は約26kg（前年比約4倍）と、いずれも増加し、特に摘発件数については過去最高を記録した。

[参考：不正薬物の摘発件数と押収量の推移]



2. 不正薬物の密輸入動向

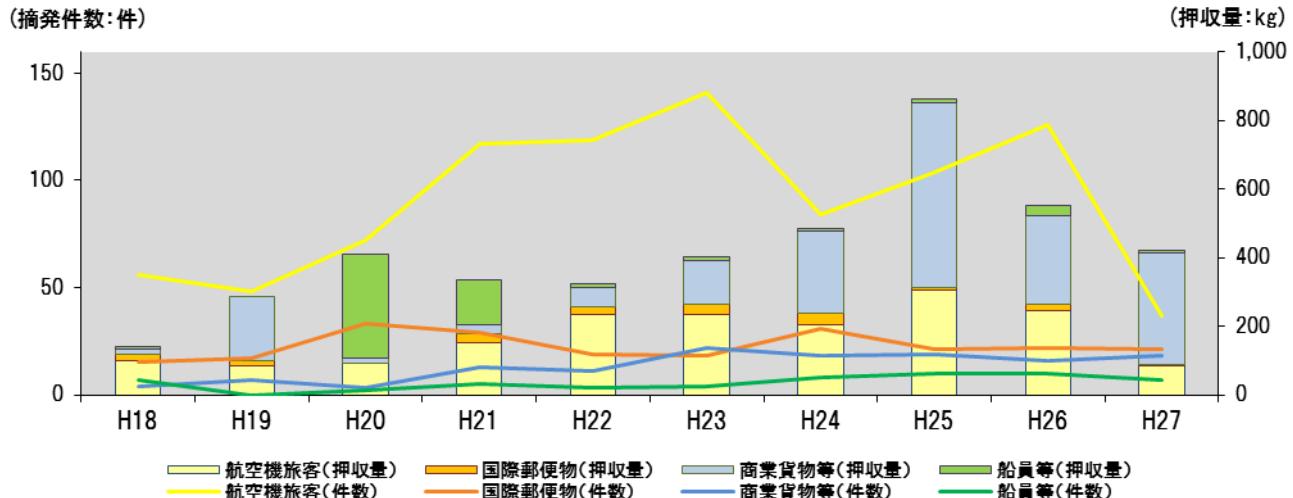
(1) 覚醒剤

平成27年の税関における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数は83件（前年比52%減）、押収量は約422kg（前年比23%減）と、いずれも減少した。

密輸形態別にみると、商業貨物等を利用した密輸入の摘発件数は18件（前年比13%増）、押収量は約328kg（前年比26%増）と増加したが、その他については摘発件数・押収量ともに減少した。特に航空機旅客による密輸入の摘発件数は37件（前年比71%減）と減少し、押収量についても約84kg（前年比66%減）と過去10年で最低となった

〔図1参照〕。

〔図1:覚醒剤の密輸形態別摘発件数と押収量の推移〕



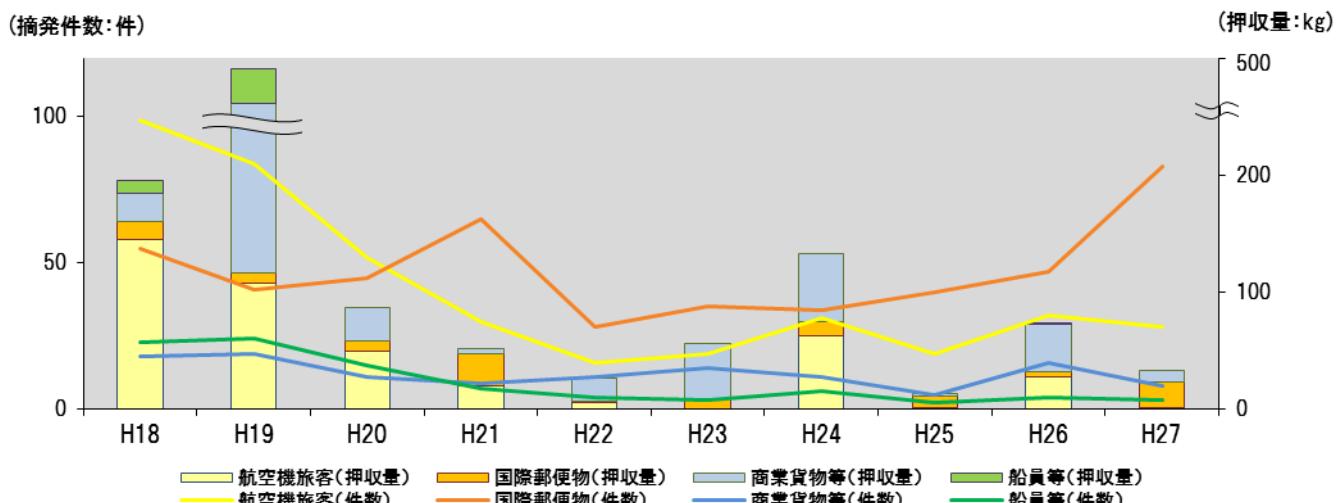
(2) 大麻

平成27年の税関における大麻の密輸入事犯の摘発件数は122件（前年比23%増）と引き続き増加した一方、押収量は約34kg（前年比55%減）と半減した。

1件当たりの平均押収量は約275g（前年比63%減）と密輸手口の小口化傾向がみられた。

密輸形態別にみると、国際郵便物を利用した密輸入が83件と過去10年で最高を記録した〔図2参照〕。

〔図2:大麻の密輸形態別摘発件数と押収量の推移〕



(3) 麻薬

平成27年の税関における麻薬の密輸入事犯の摘発件数は213件（前年比約2.3倍）と過去最高を記録した。薬種別にみると、違法サイト等で媚薬や精力剤として販売されている通称“GHB”が73件と最も多かった。

押収量は約26kg（前年比約4倍）と増加した。

(4) 指定薬物

指定薬物は、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日策定）の一環として、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された。

平成27年の税関における指定薬物の密輸入事犯の摘発件数は1,462件と不正薬物全体の約8割を占め、押収量は約37kgを記録した。

月別の摘発件数をみると、8月までは200件前後と高水準で推移していたが、9月以降は減少傾向となり、最も多かった月の半数以下となった〔図3参照〕。

薬種別にみると、亜硝酸イソブチルが1,285件と全体の約9割を占めた〔図4参照〕。

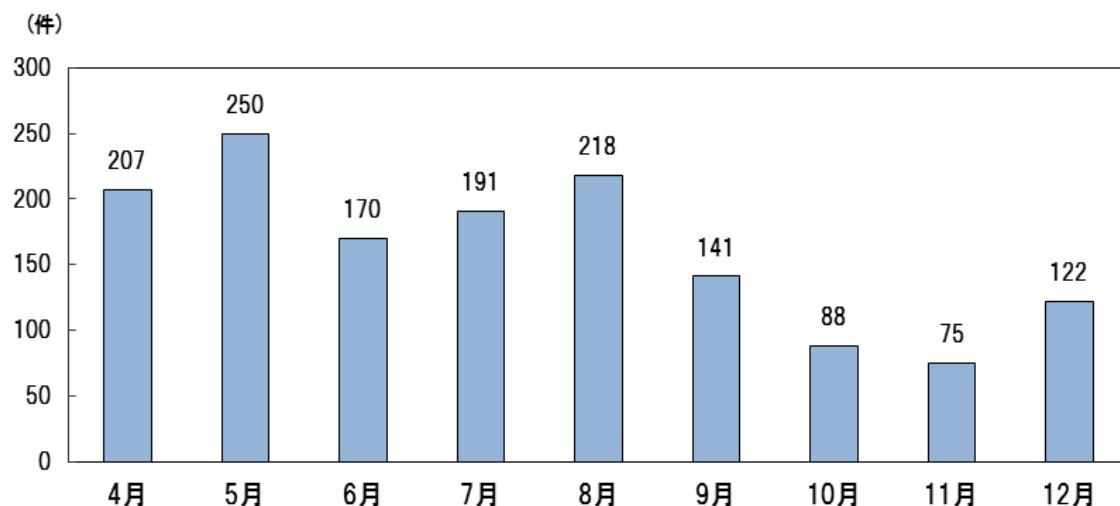
亜硝酸イソブチルの多くは、違法サイト等で“RUSH”等の商品名で販売されている小瓶（約9ml）入りの液体であり、蓋を開けて気化したものを受け吸入して体内に摂取する方法で乱用される。

1件当たりの押収量は小瓶3～4本と少量の事犯が多いが、中には1件で72本を押収した事例もあった。

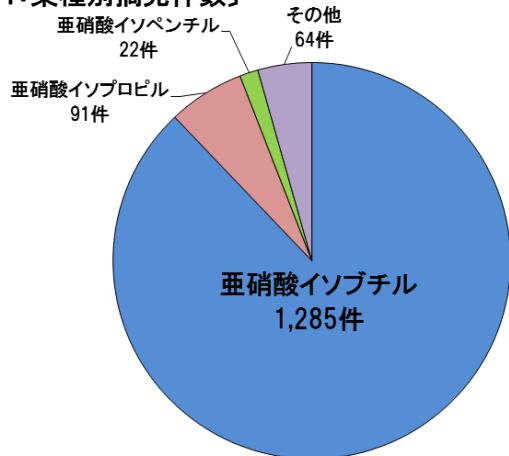
密輸形態別にみると、国際郵便物を利用した密輸入が1,442件と全体の99%を占めた〔図5参照〕。

密輸仕出地別にみると、中国が1,130件と全体の約8割を占めた〔図6参照〕。

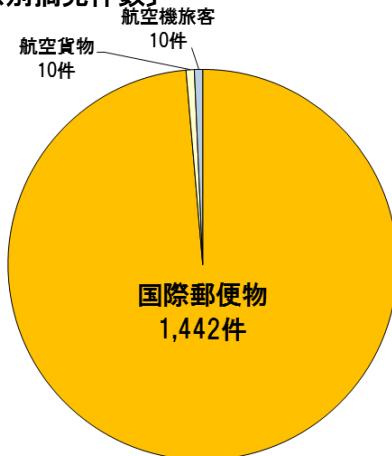
〔図3：指定薬物の月別摘発件数〕



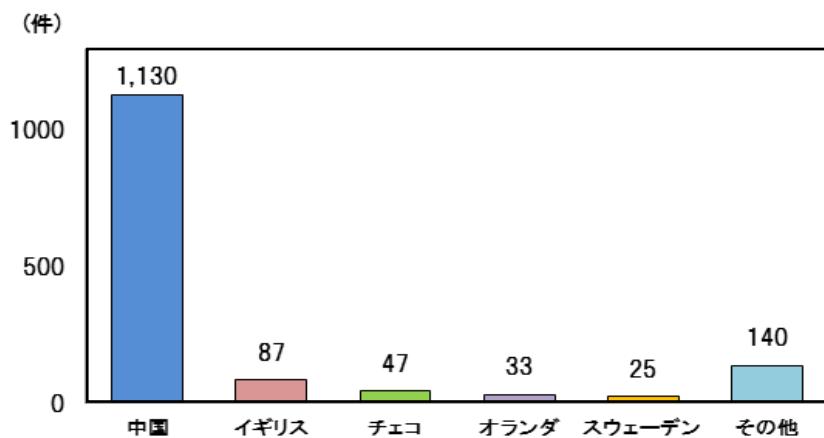
[図4:薬種別摘発件数]



[図5:密輸形態別摘発件数]



[図6:仕出地別摘発件数]



* 中国には香港を含む。

3. 銃砲の密輸入動向

平成27年の税關における銃砲の密輸入事犯の摘発件数は5件（前年比67%増）、押収量は5丁（前年比25%増）と、いずれも増加した。なお、摘発した銃砲はすべて拳銃であった。